

論点提示 2：

展示室で写真が撮りたい！

－博物館展示室での写真撮影対応に関する現状整理－

千葉 穎

(神奈川県立歴史博物館)

はじめに—本発表の目的—

私は博物館へ行ったら写真を撮りたい人である。

専門である縄文時代の遺物を自分の関心に基づいて観察・記録したいというのはもちろんだが、分野を問わず、展示方法、空間構成、照明、会場の演出等々を記録したいという気持ち、あるいは自分の視点や感想をオンライン・オンラインで共有したい、面白かった展示を紹介したいといった面もある。

ただ、現状では来館者による展示室での写真撮影への対応は施設により多様である。撮影自体に加え、撮影した画像の利用可能とされる範囲も館によって一様でない。

なぜ、撮影が OK だったり NG だったり、SNS 投稿が OK だったり NG だったりするのだろうか。

本発表では、現状でよく遭遇するパターンを概観し、撮影行為や撮影画像の利用に制約があるのであれば、その制約の根拠を何に求められ得るのかを推察する。そのうえで、博物館¹⁾や利用者にとってより良い在り方を考えてみたい²⁾。

現状でのいくつかのパターン

(1)撮影への対応パターン

展示室での来館者による写真撮影対応にはいくつかのパターンがあるようだ³⁾。細かな点を除けば以下のように概ね整理できる。制約が多い方から記してみる。

[全面 NG]

[原則 NG／一部 OK (OK 指定)]

[原則 OK／一部 NG (NG 指定)]

[全面 OK]

一概には言えないが、展示資料の種別や分野等によってパターンに一定の傾向がある。著作権保護期間内の資料の展示、借用品の展示（特に所有者が寺社や個人の場合）、信仰対象でもある資料の展示、平和祈念や慰霊を主眼とした展示、等では禁止になる傾向が強いようだ。ただ、類似する主題・資料を扱っていても撮影可能な展示や館もあり、一律ではない。撮影 OK であっても方法等の制約（動画／接写／三脚／自撮り棒／ストロボ等）が設けられることが多い。他の観覧者への配慮（シャッター音、肖像権等）が呼びかけされることもある。

なお、撮影が禁止されている場合にその理由が明示されていることは稀である⁴⁾。利用者

からすれば、理由は「想像する」しかない。

(2)撮影した写真の利用可能とされる範囲のパターン

撮影自体は可能であっても、撮影した写真の利用可能とされる範囲は別である。上と同様に、制約が多い方から以下のように整理してみる。

[撮影のみ OK]

[条件付き OK]

[全面 OK]

私の知る範囲では [条件付き OK] が多く、次いで [撮影のみ OK] となろうか。[条件付き OK] では「非営利目的に限り OK」が多いようである。この場合には個人アカウントの SNS 等投稿も OK とされることが多い。また、よく見かける表現に「個人利用に限り OK」があるが、この記載のみだと SNS 等投稿が OK に含まれるのか否かが判断しがたい⁵⁾。[撮影のみ OK] は著作権保護期間内と考えられる資料が展示されているケース等に見られるが、先史時代出土品のようなパブリック・ドメインと考えられる資料を扱う展示でもまま見られる。[全面 OK] (どんな利用方法も拒まない) は今のところ知らない。

[撮影のみ OK] [条件付き OK] の場合に、制約内容が細かく記載されることが多いのに対し、理由が具体的に明示されることは少ない⁶⁾。

なお、特段の取り決めが無ければ、著作権は撮影者に属することは確認しておきたい。

撮影行為・利用を制約する根拠は？

ここまで、現状の制約パターンについて見てきた。「当たり前」のこと過ぎて「何をいまさら」と感じられるかもしれない。しかし、なぜ、私たち利用者はそれらを制約されなければならないのだろうか。博物館が写真撮影および撮影した画像の利用方法を制約できるとしたら、どんな根拠によるのだろうか。

このことについて、著作権、所有権、施設管理権、規約等という視点で考えてみる⁷⁾。

(1)著作権による制約

展示されている資料が著作権保護期間内の著作物であれば、著作権法に定められた権利の範囲内で著作権者はその利用を制約することができる。展示行為のみであれば、資料の所有者は著作権者の許可がなくともその資料（「美術」または「写真」の著作物）を展示することは適法に可能だが（著作権法第 45 条）、原則として複製（写真撮影も含む）はできないし、来館者へ許可する権利もない⁸⁾。逆に、著作権者が許可するならば撮影 OK・ウェブ投稿 OK とする対応ももちろん可能である。最近の現代美術の展示では、むしろ撮影も SNS 等投稿も OK になっているケースが少なくない。

一点確認しておきたいのは私的使用による権利制限規定である（著作権法第 30 条）。この規定により、私的使用目的の撮影であれば展示室での撮影も著作権侵害にはあたらないと考えられる。そのため、著作権のみを根拠に展示室撮影を拒むのは適切ではなく、むしろ実際には後述の施設管理権による制約と考えられる。

著作権保護期間が満了した資料（＝パブリック・ドメイン [PD]）であれば、誰でも自由

に「無体物」としての著作物を利用することができる。

(2) 所有権による制約

資料の所有者であれば、その利用方法を制約する権利をもつ（民法第 206 条）。多くの文化財は個人や民間所有だが、彼らは所有権を根拠に自らの所有物の撮影を拒んだり、展覧会等での展示のために所有物を貸し出す際に、その利用方法に制限を設けることが可能である。埋蔵文化財に関しては地方自治体が所有するものが圧倒的に多いが（文化財保護法第 105 条〔都道府県帰属〕によるため）、これらに関しても各自治体が所有権を根拠に撮影を制約することは可能と考えられる。

なお、PD 資料であっても、所有者は有体物としての資料の所有権を有しているため、それを根拠に資料の利用方法に制約を課すことは可能である⁹⁾。

(3) 施設管理権による制約

施設の管理者は、管理する施設の利用方法を制約する権利をもつ（施設管理権）。それにより、博物館の管理者は展示室での撮影を禁止することが可能である。私設博物館や寺社であれば展示室・堂内等の撮影を拒む際の明確な根拠になり得るだろう。公的機関の設置・運営する博物館についても基本的には同様と考えられる（甲野 2019 など）。撮影方法として、三脚・自撮り棒等の使用を禁じるのも施設管理権による制約であろう。

(4) 施設設置母体の規約等

地方自治体が公立博物館を設置する際には、当該自治体の条例においてその設置に関する事項を定めなければならないが（博物館法第 18 条）、その条例や規則等の中で資料の撮影等について規定している自治体も多い。展示室での撮影も規約に定められている場合、撮影を希望する者は定めに従い手続きする必要がある¹⁰⁾。公立博物館以外でも、設置機関の規約等による定めがあれば、利用者はその博物館を利用する以上、従うほかない。

ここまで、博物館展示室における利用者による写真撮影を制約する根拠として考えられ得る要素を確認してきた。今回のサロンの主な対象である埋蔵文化財・考古資料のほとんどはパブリック・ドメインと考えてよく、著作権法の保護を受けない。そのため、それらを扱う展示における撮影制約の根拠は、所有権、施設管理権および規約等によると考えられる¹¹⁾。これらに依れば来館者による展示室撮影を「適切」に制約することができるだろう。

ただ、現状では博物館側が何を根拠に制約を課しているのか、利用者には分からないことが多い。制約を課すならば、制約の具体的な内容に加えて、その根拠も分かりやすく示した方が理解を得られやすいだろう。もちろん、そのためには博物館職員自身が何を根拠に利用者を制約しているのを十分に理解している必要があることは言うまでもない。根拠なく不用意な制約を行うことのリスクは石井が指摘するとおりである（石井 2020）。

それでいいのか？博物館！？

著作権、所有権、施設管理権、規約等により、「適切」に展示室撮影を制限できることは確

認した。ただ、私にはすっきりしない気持ちが残る。制約することができる、のはいい。しかし、だからと言って制約する必要が果たしてどれほどあるのか。「制約根拠の法律的適切さ」と「文化財を扱う機関の判断としての妥当さ」は別問題だろう。

基本に立ち戻ってみる。文化財保護法第4条（国民、所有者等の心構）には以下のようにある。

「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない」。

また、国際博物館会議（ICOM）は、「博物館は、収集し所蔵している主要な証拠の保管、利用可能性、解釈に関して、すべての人に対して特別な責任があ」り、「秘密と安全の理由から生じる制限に配慮しつつ、収蔵品および関連するすべての情報ができる限り自由に利用できるようにする特別な責任がある」とする¹²⁾。

これらの理念をもとに、私は、明らかな必然性・必要性がなければ博物館や文化財の利用方法に制約を課すべきではないと考えている。当然、資料や館施設の毀損を防ぎ、安全に保存できる環境を確保することは大前提である。そのうえで、人権や関係者の所有権その他の財産権に大きな侵害を与える、利用者相互の配慮が払われるのなら、展示室での撮影はもちろん、どんな利用方法があってもいいと思っている。

著作権保護期間内の資料は当然制約があつていい。しかし、本サロンでの主要な議論の対象である考古資料・埋蔵文化財は、ほとんどがPDである。「擬似著作権」（福井2010）のような主張で制約してはならない¹³⁾。

私設博物館なら撮影への拒否感、博物館や資料のブランディング、イメージ管理をしたいという意図から、撮影を拒むことはあり得る。あるいは信仰の対象でもある寺社文化財に対して、手を合わせこそすれレンズを向けるものではない、という思いもあって然るべきだろう。

ただ、公的機関ではどこまでその必然性があるだろうか。公立博物館のような税金により設置・運営されている公共施設での利用者行為について、施設管理権に基づく制約の範囲はどこまでが適切か、という疑問もある¹⁴⁾。撮影はOKだがウェブ投稿はNG・改変不可とするような利用方法の制約までが適切かも判断が難しい（福井2019など）。

博物館が他機関から資料を拝借して展示する際には、まずは所有者の意向を踏まえるのは当然ではある。特に個人や寺社のような民間所蔵の文化財を扱う際には、先方の意見を十分に尊重する必要があろう。一方で「博物館で展示する」以上、そこが公共性の高い空間であるという意義も共有する必要もあると思う。寺社空間の延長としての展示室ではないはずだ。もちろん、信仰に対する人々の思いは尊重されなければならない。しかし「借用品だから」「信仰の対象だから」というだけで直ちに撮影NGと判断せねばならないということではない¹⁵⁾。

設置機関の規約にあるならば、制約もとりあえずは仕方ない。しかし、その規約が果たして今日的な博物館施設として適切か、法の精神に反しないかは常に見直されてよい。資料の直接のハンドリングを伴う熟覧等であれば、たしかに資料の損傷につながり得るし、微細であってもダメージは蓄積されるだろうから、一定の制限は然るべきと思う。しかし、展示室

での撮影についても同レベルでの制約を課すことが適切だろうか。

なお、撮影した写真の利用条件として「非営利」が挙げられるケースが多いと記した。もちろん、著作権保護期間内の資料であれば根拠は明確であるが、PD 資料については「営利」目的が排除される根拠はあまり明確でない¹⁶⁾。当然、特定の相手に便宜を図るといった行為であれば公的機関として不適切であることは言うまでもない。ただ、PD 資料を対象とするならば、公平な機会のもとに文化財を利用して営利活動を認めることは十分に可能であろう。ミュージアムグッズの販売等は文化財を営利に使用した最たるものであろうし、文化財を紹介する書籍の刊行、展覧会を紹介する民法 TV 番組も広義には文化財の営利利用と言える。無論、著作権保護期間内の資料であっても、著作権者の許諾があれば可能である。

誰のもの？誰のためのもの？

そもそも、博物館は何の意図で、来館者にどうあって欲しくて制約を課すのだろうか¹⁷⁾。

展示室撮影の話題では「マナー」や「観覧に臨む態度」のような意見が出ることは避けられない。「他の観覧者の迷惑になる」「(写真を撮るだけで) 展示資料をしっかり見なくなる」といった議論である。まずそこから考えてみよう。

まずマナーについて。展示室をカメラを持ってウロウロされることやシャッター音が煩わしいという。同感である。私も他の利用者の撮影が気になったことはある¹⁸⁾。しかし、それを理由に撮影を制約するのなら、マナーを守ったうえで写真を撮りたい人の機会損失になることはどう考えるのだろうか。そもそも「他の観覧者の迷惑になる」という判断もなかなか難しい。何を「迷惑」と感じるかは人それぞれもある。ささいな「迷惑」であれば、捉え方によっては同じ展示室にいる全員が相互に「迷惑」をかけていると言ってもいいかも知れない。よくある「静かに観覧しましょう、撮影は NG」という対応は、多様な「迷惑」が度を越え利用者同士のトラブルに発展するのを事前に避けるために存在する最大公約数的なルールなのだろう。確かに COVID-19 以前の大規模展覧会のように、大混雑することが予測される展示であれば、観覧環境の維持のために撮影を不許可とする判断は施設管理者としてあり得る。しかし、悲しいかな私の勤務先である神奈川県立歴史博物館がそうであるように、大混雑になることの少ない世の中の多くの博物館、展覧会で同様の対応をとるとすれば、少々過剰ではないか。

結局は、利用者相互での配慮を丁寧に求める、というのが公共の博物館には適切なラインなのではないかと思う。マナーはマナーであることが大切で、それをルールにするのはマナーだけでは極めて不都合な場合に留めるべきだろう¹⁹⁾。

次に「写真を撮るだけで満足して、資料をしっかり見なくなる」という意見。これは博物館業界内からよく聞かれる声である。「せっかくいい／珍しいものが目の前にあるのに、写真ばかり撮って、もったいない」というような表現になり替わって、利用者同士でも囁かれることもある。

さて、博物館に行ったら展示資料をしっかり見なければならない、などということを誰が決めたのだろう。博物館利用のルールやマナーまではまだいいとしても、展示に向き合う態度まで博物館に決められる筋合いはない。しっかり観察したい人はすればいい。同じように「インスタ映え」する写真を撮りに博物館へ行くことのなにがいけないのだろう。私のよう

に写真を撮りたい人からすれば「撮影 OK なのに撮らないなんて、もったいない」である。

博物館に勤務する者としては、理由がどんなであれ、まずは来てくれたことを喜びたい。むしろ、博物館がそういった気楽で身近な経験を重ねられる場であることが、回り道のようでも博物館や文化財の潜在的フォロワーが増えることにつながるのだと思う²⁰⁾。

「写真が欲しいなら図録や絵葉書にちゃんとした写真が載っている。自分で下手な写真を撮っても仕方ない」という意見も聞いたことがある。その人がそれでいいならいい。ただ、自分の記録したいアングルやフォーカス位置や部分拡大の写真が図録にあるとは限らない。また、常設展示を対象とした場合、展示資料のすべてが図録に掲載されていたら絵葉書になっていること自体が少ないだろう。

念のため補足するが、私も一学芸員として展示資料をしっかりと見てもらえた嬉しさ、私が書いた解説を読みながら資料を観察し、得られるものがあればいいと思っている。しかし、だからと言ってこちらの望む展示観覧方法以外を排除していいはずがない。私は、考古学的、歴史学的視点で縄文土器を展示すること多いが、利用者がそれ以外の文脈で観覧したって何ら問題ない。むしろ、多様な視点や価値観を飛び交わせられることこそが博物館の大きな存在意義ではなかったか。

こういうことを言うと、「学芸員が学術的な視点を否定してよいのか」「展示資料の解説や展示ストーリーが無駄だと言うのか」というような批判を受けることがある²¹⁾。私が言いたいのはそういうことではない。私は学術的視点も否定しないし、展示資料の解説やストーリーにも意味があると思う。ただ、それはあくまでその資料の一側面でしかないのだ。それによって他の側面を否定、排除することはあってはならない（千葉 2017）。私／学芸員の視点や価値観や学術的関心は人類の代表ではない。

これらに加えて、博物館業界内からよく聞かれる意見は「撮影 OK にすると図録や絵葉書が売れなくなる」というものである。なるほど、たしかに図録や絵葉書に「画像」以上の価値が見出せなければ売り上げは減少するのかもしれない。ただ、時代の中で求められるメディアや役割は変化する。利用者一人一人の意識、ニーズも時代によって変わるだろう²²⁾。それでも博物館が図録や絵葉書にこだわるのであれば、展示室撮影を NG にするという旧態保守によってではなく、撮影 OK にしたくらいでは得難い付加価値をそこに与えられるよう模索するのが正道ではなかろうか。実際、特に図録の需要は「画像」だけでなく、解説等の付加的情報、物体としての所有欲でもある²³⁾。

続いて、撮影した画像に対する制約（ウェブ投稿や印刷等への無断使用禁止、改変・加工禁止等）の意図を考える。

ここでも私が聞いたことがある範囲でしかないが「どういう媒体にどういう風に使われているのか把握したい（=把握できないところで使われたくない）」「自館での評価と異なる（反する）評価をされるのが嫌」「自館の展示文脈以外で紹介されるのが嫌」「ふざけた内容に加工されると作品の尊厳を傷つけられる」等々である。

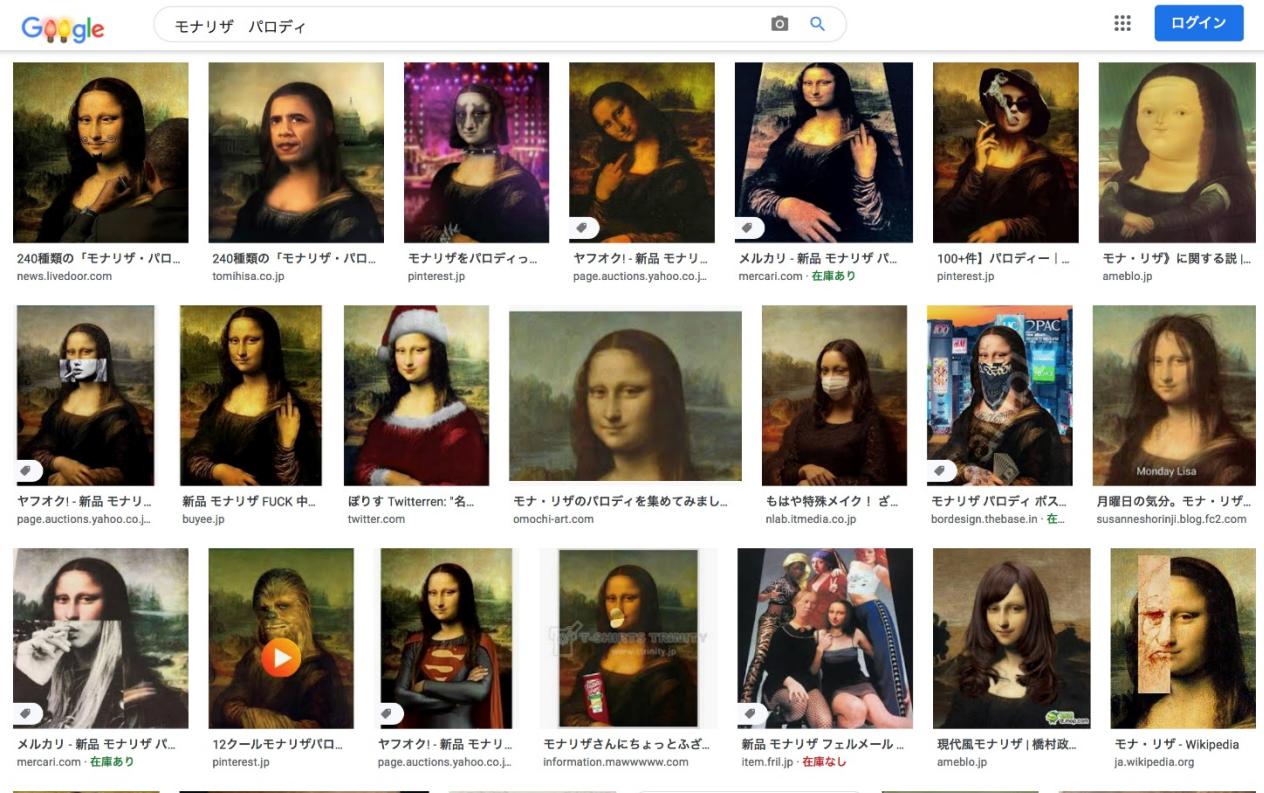
これらに対しても、気持ちは理解できなくはない。たしかに資料の使用状況や媒体の傾向は、学芸員個人の関心としては知りたいところではある。それでもなお、私はこれらの意見に完全に同意はできない。

私は博物館の学芸員として資料の一番近くにいる人に求められるのは、多様な価値観を受

け入れる（排除しない）度量を持つことだと考えている。もちろん、学芸員は学術性のもとに各資料の評価、位置づけを行い、それを博物館として展示する。それが博物館活動の一つの基盤である。しかし、その評価や位置づけはその資料がもつ無数の情報の一側面でしかあり得ない。その資料は学芸員やその博物館だけのものではない。価値や視点を「学術性」の名のもとに一方的に固定化し、それ以外を排除するなど、博物館が自らの首を絞めるに等しい行為だと思う。

そもそも PD であるならば、その著作物（＝資料の無体物としての側面）の利用を制御しようと考えるのは諦めるべきだ。もし使用状況を把握したいのなら、許認可のような強制的かつ利用にブレーキをかけるような方法によってではなく、状況把握と利用促進を兼ねられる方法を模索するのが健全ではないか。

「画像の加工は不適切な使用につながるため良くない」との意見。一見、聞こえはいい。しかし、以下の絵を見て、どれが「適切」で「不適切」なのか、誰がどんな基準で決められるのだろう。著作権保護期間が満了した以上、「著作物は公有（パブリック・ドメイン）に帰し」「何人も、著作者の人格的利益を害しない限り、自由にこれを利用しうる」²⁴⁾のである。



第 1 図 「モナリザ パロディ」での Google 画像検索結果画面

著作権保護期間が満了したものでも著作者人格権は残る。それにより、著作者の意図に反する改変や著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は権利侵害になる可能性はある（著作権法 20 条 1 項及び 113 条 6 項）。ただ「著作者の意図に反する」かどうか、「著作者の名誉又は声望を害する」かどうか、果して博物館に、学芸員に判断できるのだろうか。何を基準に判断するのだろうか。

学芸員にとって、自分が日々管理し大切に扱っている資料について、たとえその画像であ

っても面白おかしくパロディに使われたり、意図しないような加工をされたりすることは、もしかしたら嬉しくはないかもしれない。しかし「公有に帰」した以上、受け入れなければならぬのだと思う。逆に、PDになった資料に対して不用意に制限を加えてしまうと、過剰な規制とみなされる可能性もある。PD資料の人格権侵害を訴えるとしたら、それは博物館ではなく、例えば、「社会の機運」のようなものによるものかも知れない²⁵⁾。

博物館として、どんな利用をも妨げないと言うと「何かあったとき」に問題になると考えるなら、せいぜい「公序良俗に反しないように」との「お願い」をするくらいが妥当なのではないか²⁶⁾。

おわりに

展示室撮影を視点としつつ、だいぶ散漫な内容になってしまった。最後に、これまでの内容を簡単にまとめておく。

- ・博物館は、著作権、所有権、施設管理権、規約等により、展示室撮影をはじめとする利用者の行動を制約できる。
- ・博物館は、制約するならば適切な根拠を持ち、それを利用者に丁寧に説明するべきである。制約と根拠が対応しないケースは避けなければならない。
- ・特に公的機関は根拠・運用がルーズ／過剰になってはならないが、そもそも公益を目的とする博物館・文化財保護理念から考えれば、本来は設置母体（公立／私立等）に関わらず、文化財・所蔵資料は広く共有され、多様なアプローチを受けられる環境を目指すべきである。
- ・資料の保存は大前提である。そのうえで、資料や施設の破損、汚損、毀損を避けられるなら、極力自由なアクセスを確保すべきである。
- ・博物館は、価値観の押し付けをせず、多様な価値観を受け入れる度量を持つべきである。
- ・博物館は多様な利用方法を受け入れるために、場のマネージャーとして丁寧な説明を継続し、利用者も相互の配慮（少しずつの我慢）が大切である。
- ・必要以上の管理、情報把握欲は活用促進のブレーキになり得る。

本発表は、「展示室撮影」という博物館や文化財利用のごく限られた一面を扱った。ただ、私はこの側面には、公共施設／公益を目的とした施設としてのその博物館の態度や誠実さが端的に表れてくるとも考えている。その意味で、展示室撮影のあり方を考えることは、文化財を取り巻く社会を考えることそのものなのである。

註

- 1) ここでいう「博物館」は種別や分野等を問わない広義の博物館である。美術館、科学館、動物園、水族館、植物園…等を含む。博物館法による「登録」「類似」「相当」の区分も問わない。今回のサロンの主対象である考古資料、埋蔵文化財を念頭に置いてはいるが、博物館一般・文化財としての基本的な考え方は共通するものと考えている。なお、いわゆる常設展示と特別展示とで対応が異なることが多いが、基本的な考え方はずれも同様と考えており、本発表では特に区別しない。
- 2) 私自身、博物館学芸員でもあり職務以外では利用者でもある。本発表内では双方の立場を踏まえ

ているつもりである。

- 3) 本発表は、私自身がこれまでに訪問した博物館での経験がベースとなっている面が大きい。そのため分野・地域には大きな偏りがあり主観的な分析であることは否めない。感覚的な表現が多くなることをご了承願いたい。なお、手元にある訪問記録によれば、国内の訪問施設数は 576 施設（2020 年 12 月 12 日時点）である。
- 4) 私が目にした少ない事例として、京都国立博物館での「作品保護、所蔵者権利保護、鑑賞環境向上のため」展示室内は撮影禁止、との掲示があった（2018 年 6 月訪問時に確認）。
- 5) 「個人利用」のニュアンスが、著作権法の権利制限規定にある「私的使用」（第 30 条）の範囲に依るならば、公衆送信はその範囲外となるため、SNS 等への投稿は出来ないことになる。ただ「個人利用のみ OK」と書いてあっても、職員に確認してみると「SNS 等投稿も OK の意味」という回答があることもあり、一様ではない。利用範囲が判断しがたい表記は利用の委縮を招くことになる。
- 6) 撮影の制約と同様、博物館・利用者相互の「暗黙の了解」により成り立っているのだろう。具体的な理由が明示された少ない事例として、池田 20 世紀美術館（静岡県伊東市）のウェブ投稿を制限する以下の文言がある。「作品を撮影された写真のアップロードは著作権法に触れることがあります。ご自身でご覧になる以外の用途での使用はご遠慮ください。」（2020 年 10 月訪問時に確認）
- 7) なお、私は法律の専門家ではないため、法的解釈等に関する保証はできない。本レジュメを参照される際には留意されたい。
- 8) 川崎市岡本太郎美術館では展示室の撮影は原則 NG だが、一部 OK なエリアがある。そこには「作品のみアップで撮影することはできません。記念写真、風景としてお撮りください」と注意書きがある（2012 年 8 月訪問時に確認）。岡本太郎の作品は著作権保護期間内であり、通常は複製には著作権者の許可が必要だが、「不隨対象著作物としての複製・翻案」（いわゆる「写り込み」に関する権利制限規定、著作権法第 30 条の 2 第 1 項）としての利用を案内しているものと考えられる。
- 9) 「博物館や美術館において、著作権が現存しない著作物の原作品の観覧や写真撮影について料金を徴収し、あるいは写真撮影をするのに許可を要するとしているのは、原作品の有体物の面に対する所有権に縁由するものと解すべきである」（顔真卿自書中告身帖事件〔最高裁昭和 59 年 1 月 20 日第二小法廷判決：https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52181〕（最終閲覧日：2020 年 12 月 10 日）の判決理由より）。
- 10) 私が最近遭遇したケースでは、調布市郷土博物館において常設展示室での撮影を希望したところ「調布市郷土博物館資料撮影等申請書」の記入が求められた（2020 年 12 月。訪問当日、受付にて記入・申請）。帰宅後、その根拠を確認したところ、調布市郷土博物館条例施行規則第 3 条および第 4 条に資料撮影に関する規定があった〔<https://jorei.slis.doshisha.ac.jp/reiki/c2009-132080-44671577?keyword=>〕（最終閲覧日：2020 年 12 月 10 日）。
- 11) 本発表では展示資料そのものの撮影を対象に検討しているが、解説文、写真パネルあるいは展示空間デザイン・演出等の要素は著作権保護対象となり得ることは注意が必要である。
- 12) ICOM 職業倫理規定（2004 年 10 月改定版）セクション 3「博物館は知識を確立し深めるための主要な証拠を持つ」基本原則〔https://www.j-muse.or.jp/icom/ja/pdf/ICOM_rinri.pdf〕（最終閲覧日 2020 年 12 月 10 日）。
- 13) 顔真卿自書中告身帖事件で明確にされたとおりである。「若しも、所論のように原作品の所有権者はその所有権に基づいて著作物の複製等を許諾する権利をも慣行として有するとするならば、著作

権法が著作物の保護期間を定めた意義は全く没却されてしまうことになるのであって、仮に右のような慣行があるとしても、これを所論のように法的規範として是認することはできない」（顔真卿自書中告身帖事件〔最高裁昭和 59 年 1 月 20 日第二小法廷判決〕の判決理由より）。

- 14) 一般的に、施設管理権の範囲は、対象となる施設の維持管理、治安維持上の必要がある範囲とされる。施設や他の利用者の支障になるとは認められない範囲や方法での撮影であった場合、施設管理権によって制限できるのだろうか。なお、福井健策はいわゆる「擬似著作権」と施設管理者との関係について「立ち入らないと撮影できないケースでは、所有者が施設の管理権限に基づいて撮影をある程度コントロールできているだけです。それは物理的に場所を支配していることの「反射的な効果」に過ぎず、所有者に、寺社や公園の影像という「情報」を独占できる法的な権利があることは意味しません」としている（福井 2010）。
- 15) 東京国立博物館では、総合文化展（常設展示）内の仏像や仏画も、法隆寺宝物館でも撮影が可能とされている。
- 16) 「博物館資料の撮影について togetherまとめ」等を参照しても、「商用」利用に関する多様な反応があることが分かる。
- 17) 博物館が制約を課す意図（≠根拠）を公表することは少ない。ここでは私がこれまで実際に見聞きした意見や一般的によく聞くと思われる意見をベースにする。
- 18) 個人的に気になるのはシャッター音よりもピント合わせの電子音であることが多い。
- 19) その意味で、神奈川県立歴史博物館で開催された特別陳列「屏風をひらけば—神奈川県立歴史博物館所蔵の屏風絵—」の展示室入口に大きく掲示された文章は素晴らしかった。本展の担当学芸員である橋本遼太（中世絵画史）による「本展を楽しむために」と題された文章である。以下に抜粋する。

「作品をゆっくりじっくり味わってほしい／それがいちばんの願いです／（中略）／複数名でお話しになりながらご覧いただくのも良い方法です／自分とは違った見方を知ることで／作品の新たな魅力が見えてくることでしょう／写真を撮ることも良いかもしれません（本展は全点撮影可能）／（中略）／おしゃべりも撮影も　夢中になってしまふと／周りが見えなくなりがちですのでご注意ください／あなたの「撮りたい」と隣の方の「ゆっくり静かに見たい」／これらは等しく大切な気持ちです／同じ展覧会に多少なりとも興味を持って居合わせたのです／皆様は興味関心の近い方々といえるでしょう／いよいよ屏風がひらきます／大画面の迫力を　みなさまご体感ください」（／は改行）。
- 20) 動物園や水族館は、動物の行動や生態を展示し、動物愛護や環境保護、種の保存についても知つて欲しいと考えているし、一見地味であっても地域色のある動物を扱うことで特色を出そうとしている園館もある（川端 1999 など）。ただ、それに向き合って欲しいからと言って撮影 NG にする園館は少ないだろう。デートでの記念撮影、あるいは「インスタ映え」する、動物のかわいい写真を撮るためだけに園を訪れてもいいのではないか。そういう経験の蓄積が、動物愛護や環境保護の意識に潜在的につながってくるのではないか。
- 21) 実際に言われたことが複数回ある。
- 22) デジタルカメラが浸透し、玄人はだしの写真を撮る人が増えた。DTP ソフトが一般化し「完全原稿入稿」が増えた。その流れを止めることは誰にもできない。それであっても、プロカメラマンや印刷所は「プロ」たる意味やスタンスを模索している。博物館だけ「図録が売れなくなるから」と

展示室撮影を拒むのは「プロのプライド」が揺らがないのか。

- 23) 2019 年に東京国立博物館で開催された特別展「三国志」では、同館が平成館で開催する展覧会として初めて全面撮影可能、SNS 等投稿も可能とされた。果たしてこの対応が図録や絵葉書の売り上げにどのような影響があったのか、今後調べてみたい。
- 24) 頬真卿自書中告身帖事件〔最高裁昭和 59 年 1 月 20 日第二小法廷判決〕の判決理由より。
- 25) 2005 年 1 月に PD となったサン＝テグジュペリ著『星の王子さま』を扱った企画に対して、原作への冒涜だととの声が多数寄せられたことで企画が中止になったケースもある。
[<https://www.ginzasonypark.jp/info/20180811/>] (最終閲覧日：2020 年 12 月 10 日)。
- 26) 本発表では議論の対象としなかったが、デジタルアーカイブで公開する画像の利用方法の制約についても同様と考えている。例えば、PD 資料のオンライン公開を積極的に進めている足立区立郷土博物館では、収蔵資料データベースの画像利用注意事項に以下のように記している。
「加工、商用利用についてもパブリックドメインで公開しておりますので制限はありません。ただし公開データに関し、『公共性・品位を損なうおそれのある』利用は避けていただきますようお願いいたします」[<https://jmapps.ne.jp/adachitokyo/>] (最終閲覧日：2020 年 12 月 10 日)
利用者が展示室で撮影した画像と、所蔵者がデータベースで公開している画像とで、異なる面もあるが、「所蔵資料を撮影した画像の利用」という意味での考え方の根底は同様であろう。

参考文献

- 石井淳平 2020 「博物館職員が文化財情報の利用を制限する前に考えておくべきリスク」
[<https://junpei9.medium.com/%E5%8D%9A%E7%89%A9%E9%A4%A8%E8%81%B7%E5%93%A1%E3%81%8C%E6%96%87%E5%8C%96%E8%B2%A1%E6%83%85%E5%A0%B1%E3%81%AE%E5%88%A9%E7%94%A8%E3%82%92%E5%88%B6%E9%99%90%E3%81%99%E3%82%8B%E5%89%8D%E3%81%AB%E8%80%83%E3%81%88%E3%81%A6%E3%81%8A%E3%81%8F%E3%81%B9%E3%81%8D%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%82%AF-43fbb616a76a>] (最終閲覧日：2020 年 12 月 10 日)
- 川端裕人 1999 『動物園にできること 「種の方舟」のゆくえ』文藝春秋
- 甲野正道 2019 『改訂新版 現場で使える美術著作権ガイド』全国美術館会議編、美術出版社
- 千葉 毅 2017 「学芸員と博物館と展覧会と 一地域の博物館のいまとこれからー」『大倉山論集』第 63 卷、大倉精神文化研究所
[http://www.okuraken.or.jp/files/6914/9127/4396/63_chiba_kouenroku.pdf] (最終閲覧日：2020 年 12 月 10 日)
- 福井健策 2010 『著作権の世紀』集英社
- 福井健策 2019 「イベント・観光地での撮影・録画はどこまで自由か～著作権・施設管理権・契約の守備範囲を考える～」『骨董通り法律事務所ウェブサイト コラム』2019 年 5 月 8 日付記事
[<https://www.kottolaw.com/column/190508.html>] (最終閲覧日：2020 年 12 月 10 日)
- 博物館資料の撮影について togetter まとめ [<https://togetter.com/li/1634998>] (最終閲覧日：2020 年 12 月 12 日)